

地方における組織内弁護士養成・継続教育 —岡山大学法科大学院弁護士研修センター（OATC）構想—

佐藤 吾郎

<目次>

- 1 はじめに
- 2 地方における法曹養成教育の現状と課題
- 3 弁護士研修センター設立の趣旨および経緯
- 4 弁護士研修センターの事業内容
- 5 地方における組織内弁護士養成・継続教育の意義および課題
- 6 おわりに

1 はじめに

近時、法科大学院をめぐる状況は非常に厳しい。適性試験受験者の減少、法科大学院の相次ぐ学生募集停止が報道されている。中四国地方においても、既に、島根大学法科大学院、四国法科大学院、広島修道大学法科大学院と相次いで学生募集の停止を公表している。地方法科大学院が果たすべき役割をあらためて考察するべき時期にあると考えられる。

岡山大学法科大学院は、平成14年4月の創設以来、「地域に奉仕し、地域に根差した法曹養成」を理念として、医療福祉、ビジネスを重視した教育を行ってきたところ、平成24年12月に、組織内弁護士養成および継続教育を目的とする組織である岡山大学法科大学院弁護士研修センター（Okayama University Attorney Training Center）以下、「本センター」という）を、法科大学院として全国で初めて設立した。なぜ地方の国立大学の法科大学院が、組織内弁護士の養成を目的とし、さらに、法曹養成教育のみならず継続教育を実施するための組織を立ち上げたのか。本稿は、本センター設立の趣旨・経緯、本センターの事業内容、組織内弁護士養成・継続教育の意義および課題を明らかにすることを目的とする。これらの点を明らかにする際に、本法科大学院創設の理念が「地域に奉仕し、地域に根差した法曹養成」であることから、法曹養成・継続教育と地域社会との関係はどうあるべきかという視点から考察する。地域社会にとって、望ましい状況は何か。その状況を達成するために現行の法曹養成・教育システムは十分な役割を果たしているか。望ましい状況を実現するために法科大学院の果たすべき役割は何かという視点である。今後さらなる地域貢献を行うために何をすべきか、地域貢献の内容の具体的検討の視点ともいえる。

なお、筆者は、本センターの企画立案に主として関わってきている経済法、経済規制法および消費者法を専攻する研究者教員であるが、本論文において示された見解は、あくまでも筆者個人の見

解であって、岡山大学法科大学院および本センターの組織としての見解を代表するものではない。また、本稿は、本センターに関して、主として制度趣旨等、理論的および総論的記述にとどまるものであり、本センターの諸活動による具体的成果は別途明らかにされることが予定されている。

2 地方における法曹養成教育の現状と課題

1) 問題の所在

司法制度改革は、「法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化する」という予想を前提に、「今後は、弁護士が、個人や法人の代理人、弁護人としての活動にとどまらず、社会のニーズに積極的に対応し、公的機関、国際機関、非営利団体（NPO）、民間企業、労働組合など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献することが期待される。」としていた¹。すなわち、弁護士が社会のニーズに積極的に対応し、公的機関や民間企業などに進出し、その機能を発揮し貢献することが期待されていた。この文脈における法科大学院の役割については、社会のニーズに積極的に対応した教育を提供することにより、公的機関、民間企業等に進出した弁護士が、その教育を生かし、多様な機能を発し、その運営に貢献し、法の支配を広げ、ひいてはその地域の発展に貢献することが想定されていたといつてよいであろう。司法制度改革の理念は、地方において実現されているだろうか。実現されていないとすれば、その原因は何か、さらに、理念を実現するためにどのような取組が必要だろうか。

2) 地方における法曹養成・継続教育の枠組み

法曹養成教育は、図1にあるように、学部教育、法科大学院教育、実務教育（司法研修所）、新人教育（実務経験）、継続教育の5段階からなる。地方における典型的なキャリア形成ルートは、法学部を卒業後、法科大学院に進み、司法試験合格後、司法研修所を経て、法曹資格を取得し、個別に就職活動を行い、正規採用された法律事務所で、当該法律事務所の提供する新人教育を受け、3年後に独立し、独立後は、日弁連による継続教育を受講するというものである。このシステムの全体的特徴は、各教育の実施主体が異なり、その教育内容は、それぞれの実施主体に一任され、独立して行われている点にある。すなわち、司法試験合格までの教育は、法学部および法科大学院が担当し、司法試験合格後は、一般的な実務教育を司法研修所、新人教育を個々の法律事務所が、継続教育を日弁連が、それぞれ行っているのである。

¹ 司法制度改革審議会意見書「司法制度改革意見書—21世紀の日本を支える司法制度」（平成13年6月12日）Ⅲ司法制度改革を支える法曹制度の在り方 第3弁護士制度の改革 2 弁護士の活動領域の拡大。

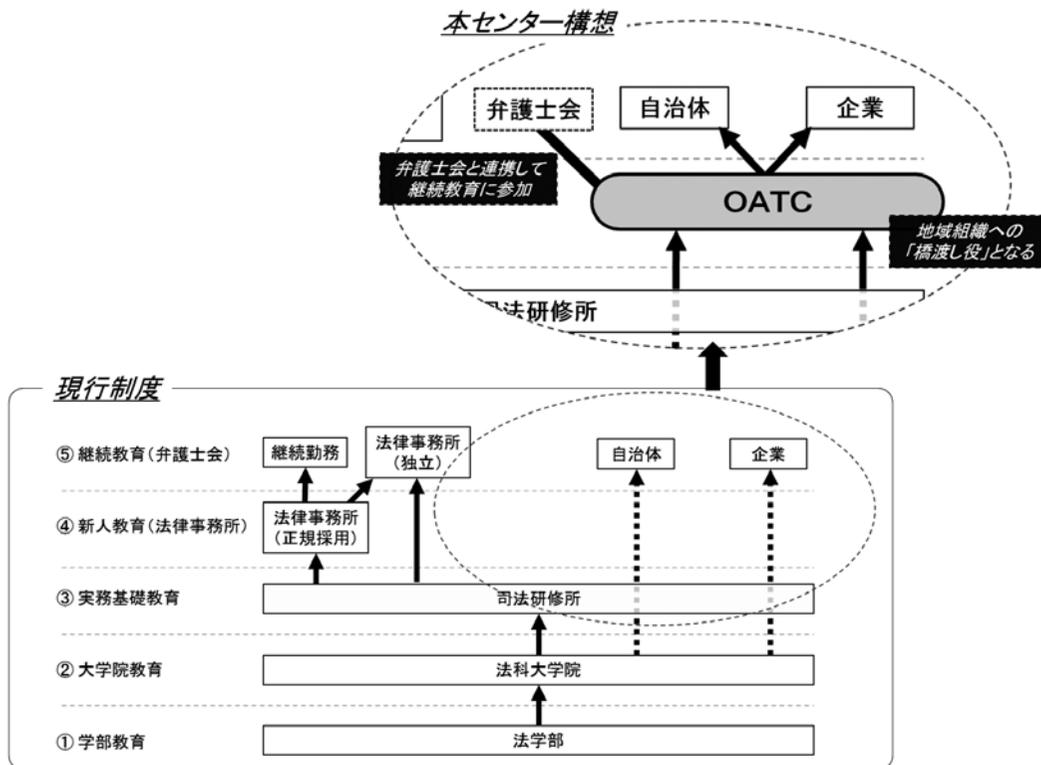


図1 現行制度と本センター構想との関係

3) 現状と課題

現状

まず、はじめに、地方における法曹養成教育の現状について、各当事者の立場に即して示すこととする。第一に法科大学院である。それぞれの法科大学院は、地域社会のニーズに対応した形で、特定の分野を重視したカリキュラムに基づいて教育を行ってきている。一般に、法科大学院の教育内容が評価されて、就職が決まるわけではない。また、輩出した司法試験合格者の専門分野は、就職した法律事務所の専門分野に左右されるのが通常である。例えば、労働法を専門とする法律事務所に就職すれば、労働法を専門とする弁護士となることが多い。法科大学院における教育内容は、地域実務に反映されていない。第二に、法科大学院学生は、在学中に学んだ専門分野の学習を実務において必ずしも十分に生かすことができない。近時、合格率の低下とともに、早期合格に集中することとなり、先端分野自体の勉強の余裕がなくなっていることから、先端分野の科目の受講者数が減少しているのが実情である。第三に、新人弁護士は、新人教育を受けられる者が、正規採用された者に限定されているため、司法試験合格者の急増により、正規採用の枠が合格者数に追いつかない現状においては、新人教育を受ける機会のない新人が急増している。若手弁護士についていえば、先端分野、最新の法分野、あるいは自分の興味ある分野を就職後学習する機会に乏しい。地方においては、東京弁護士会弁護士研修センターのような研修組織がないため、専門性を向上しう

るような継続教育の機会が十分ではないのである。また、転職の機会も十分ではない。第四に、地域組織である。コンプライアンス体制整備の必要性を認識しつつも、顧問弁護士による対応で十分であり、組織内弁護士は不要であると認識していることがほとんどである。また、弁護士を受け入れたとしても、どのように活用してよいかかわからない状況にある。

全体的評価と課題

地域社会と法曹養成・継続教育体制の関係という視点でみるならば、全体として、地域社会のニーズに対応した専門分野の人材が地域の組織に輩出されていないという状況にある。少なくとも継続的には一定の数の人材が輩出される構造にはなっていないのである。新人弁護士については、未登録者も一定数出ているなど、正規に採用されるのは一般的にみて厳しい状況にある。また、組織内弁護士については、東京に集中しており、地方においては、ほとんどいない状況にある²（岡山県においても、本センター設立当時（平成24年12月）は2名である）。このような状況を生み出すに至っている原因は何だろうか。

第一に、法科大学院の教育と地域実務が分断されているという点である。法科大学院における特定分野の教育は、地域社会における特定分野の専門弁護士の増加に貢献できていない。医療に強い関心があり、法科大学院の授業を受けたとしても、地域の医療専門の法律事務所に就職しない限り扱う機会がない。法科大学院は、大学院レベルの教育機関としての本来的な役割を果たしてきており、その役割は、大学院段階での養成教育の枠内で完結しており、キャリアルート形成および継続教育には基本的には関与していない。このような状況においては、法科大学院における教育内容は、大学院教育が終了した時点で、地域実務に反映されず、遮断されていることになる。法科大学院において受けた教育を実務において反映させる機会が乏しく、法科大学院の教育と地域実務での専門性に関連性がない状況にあるといえる。第二に、キャリア選択を支援する組織的対応の不存在である。司法修習生の就職活動は、修習生個人の活動に委ねられている。人材配置について、適材適所を図る仕組みがなく、結果として、運とコネによる偶発的な人材配置を招く原因となっている。また、法科大学院の教育内容と無関係に人材配置がなされているため、就職活動は、出身法科大学院のブランド力を背景にした個人戦となっている。若い法曹は、個の力でのみ対応し、厳しい結果を受け入れざるを得ず、精神的にも非常に厳しい状況に追い込まれている。司法制度改革の影響は、若い層に最も深刻な形で及んでいるといえる。また、就職先は、法律事務所に概ね限定され、企業や行政機関等への配置は進んでいない。第三に、新人教育の機能不全である。正規採用の機会が不十分であるために、そもそも、新人教育の受け皿が不足している状況である。第四に、継続教育の未整備である。地方においては最新分野あるいは地域ニーズに対応した継続教育は不十分なままと

² 日本組織内弁護士協会の統計（企業内弁護士数の推移（2001年～2013年））によれば、2013年6月の時点で、企業内弁護士総数965人中、北海道地区0人、東北地区2人、関東地区852人、中部地区23人、近畿地区78人、中国地区5人、四国地区3人、九州地区2人となっている。

なっている。第五に、各段階の教育の連携が十分ではないことである。地域社会に対する関係でいえば、各段階の教育の連携が十分ではないため、法曹養成・継続教育を一つのシステムとしてみた場合に、地域の社会的ニーズに対応した法曹を生み出すに至っていないのである。

課題解決のための取組

このような状況の中で、地域社会のニーズに対応した法曹を養成し送り出し、機能を発揮させるという司法改革の理念を具体的実現するために、法科大学院が果たす役割は何か。

第一に、法科大学院は、法曹養成教育である大学院教育だけではなく、キャリアルートの形成（職域拡大）および継続教育に関与していくべきである。新しいキャリアルートを開拓するということは、比喩的にいえば、弁護士と組織との「橋渡し役」となり、社会への司法修習終了後の出口を確保し、アフターケア（継続教育）をも行うということである。第二に、地方においては、法曹養成・継続教育の実施に際し、特に、弁護士会との連携、役割分担および相互補完が必要である。大都市圏においては、企業等の大きな需要があり、複数の有力な法科大学院があることから、社会的ニーズを示し、連携を確保するために中核的な役割を果たす組織がなくても、社会的ニーズには、総体として対応可能である。一方、地方においては、特に、法曹養成・継続教育システムにおける中核的役割を果たす機関が必要である。地域の社会的ニーズに的確に対応していくためには、法曹養成・継続教育システム全体（入口から出口まで）を整合的に実施する必要がある。第三に、前述のように、構造問題であるがゆえに、個人的な努力の集積では課題解決には不十分な対応しかできないため、組織的な対応、すなわち、組織を設立して、課題解決に対応するべきである。

3 弁護士研修センター設立の趣旨および経緯

1) 設立の趣旨

地方における法曹養成・継続教育の課題に対応するための取り組みとして、法科大学院が、従来の法曹養成教育に加えて、職域拡大および継続教育の充実を通じて、地域の社会的ニーズに対応可能な組織内弁護士を中長期的な視点から養成するために、本センターを設立するに至ったのである（本センターと現行制度との関係については、図1を参照されたい）。また、新人教育の充実を図る趣旨から、組織内弁護士養成を目的とした新人教育の場として附属法律事務所を設立することとなったのである。

2) 設立の経緯

平成24年6月に、本研究科内で検討を開始し、岡山大学理事会による設立承認を経て、同年12月1日に本センターが設立され³、同月20日に、のぞみ法律事務所が開設された。

平成25年1月8日に、法務省において開催された法曹養成制度検討会議「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」に出席した。当該会議において、上田信太郎教授（本研究科長）が、本センター設置の背景、趣旨・期待される効果、運営および課題について、筆者（副センター長）が本センターの基本的考え方、事業内容の現状・将来像について、吉野夏己教授（本センター長）が自治体法務の研修プログラムのプランニングおよびその一環としての行政実務研究会について、吉沢徹教授（のぞみ法律事務所所長）が設立・運営の状況、新人弁護士に対する教育研修について報告を行い、質疑応答が行われた。本報告は、当時、地方法科大学院による職域拡大の極めて新しい取組として注目されたものであり、特に、キャリアルート形成のための組織的対応および継続教育の必要性を示した点で、その後の日弁連等による職域拡大のための組織的対応の取組みに対して一定の示唆を与えたものと考えている。

4 弁護士研修センターの事業内容

1) 概要

本センターの事業内容は、研修事業、キャリアセンター事業およびシンクタンク事業の三つの柱からなる。それぞれの事業内容と趣旨を示す。

研修事業

法曹継続教育として、附属法律事務所において、新人弁護士を対象に法律事務所における実務研修を行う。また、輩出した組織内弁護士を対象に、一般研修（講義、ゼミ等）を実施する。

キャリアセンター事業

キャリアセンター事業は、地域の組織の依頼に応じ、修了生を推薦し、輩出することを内容とする。地方国立大学は、中立性・公共性を有し、地域の組織とは、顔の見える関係がある。法科大学院が、その特徴および関係性を活用し、弁護士と地域との「橋渡し役」として、職域拡大（新規開拓）、すなわち、「道なきところに道を拓く」役割を担う趣旨である。新規開拓後は、地域で法科大学院が関与しない形での採用が進むことを想定している。また、岡山大学法科大学院は、中四国地方の出身者が80%を占める。「岡山で育て、地元に戻す」という形で、地方法科大学院（中四国地方の中核法科大学院）として、法科大学院がない県の出身者が、本研究科を経て、地元に戻り活躍するという人材還元ルートを形成する。また、若手弁護士のキャリアアップの機会を提供するという形で、弁護士労働市場の活性化および適材適所の促進を図る。

³ 山陽新聞平成24年12月1日朝刊24頁。

シンクタンク事業

組織内弁護士業務内容は組織によって多様であり、組織内弁護士研修の体系化は検討段階にとどまっている。研修は、オン・ザ・ジョブトレーニング(On the Job Training、以下「OJT」とする)が基本であると考えられる。組織内弁護士が、その技能を向上させていくためには、OJTを行うと同時に研究会に参加し、OJTの過程において得られた課題を研究会にもちより、解決方法を学び、日常の業務に反映させていく研究会方式が望ましい。研究会は、各分野における活動の課題と情報を集約し、その課題を解決するための研修を充実させていくこととなる。研究会は、法実務上の課題に対する解決策を提言し、その研究成果を公表し、地域に還元することによって、シンクタンクとしての役割を果たすところが可能となる。このような基本的考え方にに基づき、分野ごとに、行政法実務研究会、企業法実務研究会および医療福祉法実務研究会を設立する。

2) 各分野における事業活動の現状

地域社会のニーズに対応した法曹養成・継続教育を行うという視点から地域の典型的な組織においてどのような法的ニーズがあるのだろうか。組織ごとに、法曹養成・継続教育のプロセスにおける本センターの役割を示したものが、図2である。

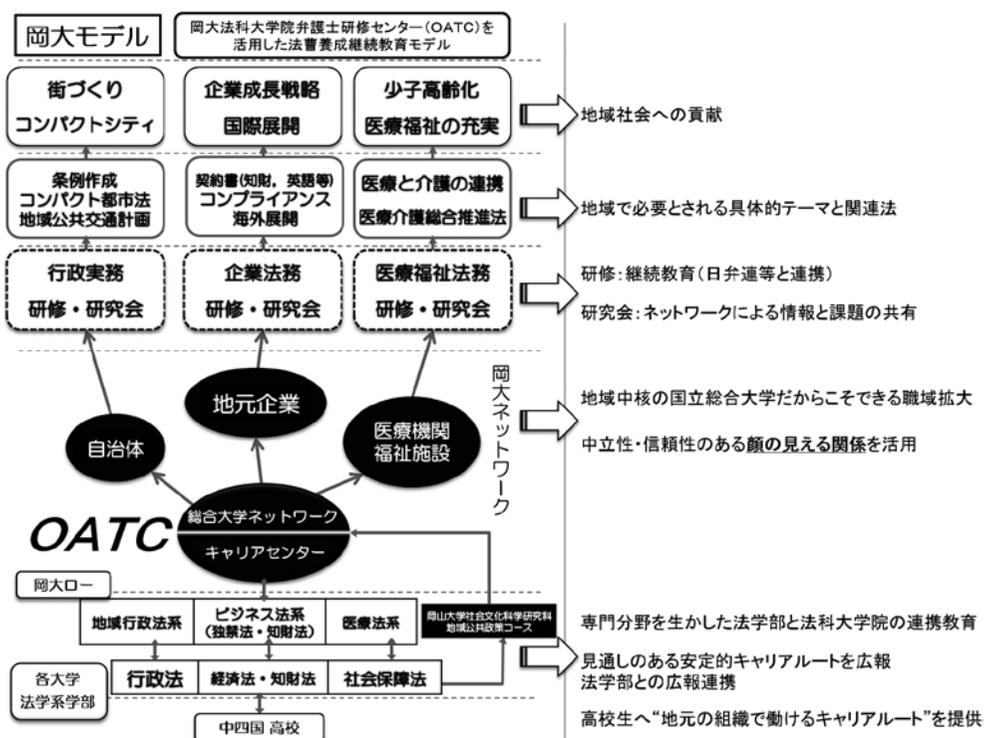


図2 地域社会における本センター構想の役割

企業分野

中四国地域には、メーカーが多く、例えば、岡山県における産業構造では、製造業が占める割合は25%程度である。多くの企業は、東南アジア等への海外展開を実施あるいは検討している。地域

社会の課題としては、企業成長戦略および国際展開の実現を指摘することができる。その実現を法的側面から支える人材が必要とされている。そのために必要とされる具体的なテーマは、契約書審査、コンプライアンス体制の整備等である。契約書審査には、英文契約、知的財産権法、経済法、税法等の知識が不可欠である。また、コンプライアンス部門の充実とともに、違法か適法かグレーかの判断を迅速かつ正確に把握したいという基本的な要請がある。第三者としてではなく当事者として紛争のない段階から関与しうるビジネスと法の双方に精通した人材が求められている。また、大都市圏の企業とは対照的に、法務部門の整備を本格的に開始する企業も少なからずある。その際に、法務部門の整備の軸となる人材として弁護士が採用される余地があるのである。法科大学院が輩出する弁護士は、即戦力ではなく、中長期的な視点から、ビジネスと法に精通する人材を育てるという意味で、広い意味での産学連携の人材養成事業となる。法務部門が必要としている人材は何かという視点からの法曹養成継続教育の再構成が必要である。地域のメーカー、金融機関等の企業の企業成長戦略あるいは国際展開を支える人材を中長期的な視点から養成していくことが課題である。キャリアセンター事業としては、既に、平成26年に地元企業等に3名輩出しているところであり⁴、平成26年7月に、研究会を設立する予定である。

自治体分野

人口減少社会の到来に備え、地域の実情に合った街づくり、コンパクトシティおよび地域公共交通計画の策定等の実現が地域の課題である。近時、地方分権社会の実現のために、地域の自律的発展を促す立法が相次いでいる。平成26年5月14日に成立した改正都市再生特別措置法（コンパクト都市法）は、コンパクトな街づくりを推進するために、市町村に、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画（「立地適正化計画」）を作成する権限を与えた。当該計画においては、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を定めることとされている。また、平成26年3月17日に成立した改正地域公共交通活性化再生法においては、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、地域公共交通網形成計画および地域公共再編実施計画を策定するものとされている。両法は、地域社会の形成に大きな影響を与えるものであり、その施行の過程で、自治体の果たすべき役割が非常に大きくなっている。地域の各自治体の行政実務担当者での情報と課題の共有が不可欠である。以下、自治体分野における活動状況の概要を示す。

a) 岡山行政法実務研究会

平成25年5月18日に設立総会が行われ、岡山行政法実務研究会が設立された。地方分権型システムへの以降に伴い、地方行政に精通した行政実務の担い手の養成を目的とし、行政法理論と自治体実務の架橋をめざし、自治体の職員、法曹、行政法研究者等が連携し、交流の場を広めるとともに、相互に研鑽を深め、研究成果を発表し、もって地方自治の発展に寄与していることを目的とする。

⁴ 朝日新聞平成26年2月5日朝日新聞朝刊（岡山版）31頁、読売新聞平成26年2月7日朝刊（岡山版）31頁。

定期的に研究会を行い、講演会・セミナーを開催し、あるいは会員（自治体職員・法曹を含む）が論文や判例評釈を執筆し、研究成果を公表するものである⁵。当該研究会は、法曹に対する継続教育の意義を有するとともに、法曹以外の行政実務の担い手である自治体職員と行政法研究者が参加していることから、地域の行政実務の担い手に対する教育という意義をも有する。地域の各自治体の実務担当者間の情報と課題を共有し、議論に参加し解決案を知ることが可能とする研究会は、非常に重要な意義を有する。過去に行われた研究会のテーマは、「空き家対策の政策法務」（平成25年8月24日）、「廃棄物処理を巡る法的諸問題」（平成26年2月22日）「交通政策基本法と公設民営」（平成26年3月9日）「地域公共交通の諸問題について」（平成26年7月5日）等である。前述のように、本センターはシンクタンク機能を有しており、その研究成果の一部を公表している。本号に掲載されている坂本氏、高原氏、矢吹氏、南川准教授および神例教授による各論文は、その研究成果である。

b) 共同研究

平成26年3月9日、両備グループの「地域公共交通総合研究所」との間に、研究連携協定を締結した。

医療福祉分野

地域社会の課題は、少子高齢化に対する対応と医療福祉の充実である。特に、地域で必要とされる具体的テーマは、医療と介護の連携であり、関連法規として、平成26年6月18日に、医療介護総合推進法が成立した。同法に基づいて、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保のための施策として、病床医療機能報告制度を導入し、当該報告をもとに地域医療ビジョン（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定することとされている。また、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化に資する施策として、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実等が実施されることとなる。また、岡山県は、伝統的に医療と福祉が充実している地域であり、平成26年3月28日には、岡山メディカルセンター構想が、産業競争力会議医療介護等分科会で、岡山大学森田潔学長によって公表された⁶。同構想によれば、岡山大学病院を中心に、市内の主要6病院を包括する非営利ホールディングカンパニー型医療法人（「岡山メディカルセンター」）を設立することが提案されている。また、同構想と関連して、岡山経済同友会による医療産業都市構想が、平成25年3月に公表されている⁷。このように、医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築が予定されており、地域組織のリーガルサービスのニーズをどのように捉え、対応して

⁵ 設立趣旨については、吉野夏巳「岡山行政法実務研究会の設立について」本誌12号（2013年）25頁参照。

⁶ 産業競争力会議医療介護等分科会資料（平成26年3月28日）「岡山大学メディカルセンター構想～岡山における医療・福祉サービス提供体制の効率化と地域経済活性化の実現～」

⁷ 岡山経済同友会「医療で目指す日本で一番住みたい県 岡山～IHN創設で住んで安心、地域も元気～」（平成25年5月）（<http://okadoyu.jp/wp-content/uploads/2013/05/iryu2013.pdf>）

いくつかが今後の課題であると考えられる。

本センターの医療福祉分野に関する具体的な活動として、地域自治体との間での福祉分野における連携協力協定を挙げることができる。平成25年5月23日に、総社市との間で「総社市と国立大学法人岡山大学大学院法務研究科との連携協力に関する協定」を締結した。相互の法実務能力を高め、法科大学院と自治体が包括的な協力関係を締結した全国初の画期的な取組みである。本協定は、総社市が設置した「権利擁護センター」への法的・人的支援や総社市職員の法務能力向上のための支援を主な内容とする。平成25年6月1日より総社市において、本センターにおいて研修中の若手弁護士の実務研修を開始し、2名の弁護士が、週2回ずつ総社市に赴き、権利擁護センターでの実務研修に従事する。同様の協定を、平成26年4月28日に、岡山県瀬戸内市との間に締結し、本センターにおいて研修中の若手弁護士が週1回勤務している。

5 地方における組織内弁護士養成・継続教育の意義・課題

1) 意義

地方における組織内弁護士養成・継続教育の意義は、次の2点に集約される。

第一に、地域の社会的ニーズに応えることができる組織内弁護士を中長期的な視点から養成し、弁護士会との連携、役割分担および相互補完を前提として、キャリアルートの形成（職域拡大）および継続教育を行う。第二に、地方大学の有する公共性、中立性を基礎に、法科大学院と地域組織との顔の見える関係を生かし、広い意味での大学と地域組織の連携という形で、中長期的に組織内弁護士を養成、輩出することによって、地域社会の目標実現に貢献する。

2) 課題

本センターの地方における組織内弁護士養成・継続教育の充実という観点からみた一般的な課題は以下の通りである。

継続（研修）教育内容の充実

設立から、約1年半経過しているが、職域拡大の実績が先行しているのが現状である。輩出した組織内弁護士に対する研修をどのように充実させていくかが最も重要な課題である⁸。特に、組織内弁護士が所属する組織は、金融、メーカー、教育機関等多岐にわたる。研修内容として、どの程度まで、組織の業務内容に即した内容にするかは検討課題である。また、設立当初、新人弁護士教育の充実という設立趣旨から、附属法律事務所における2年間の実務研修を経て組織に輩出するキャリアルートを想定していたが、司法修習終了後、直ちに当該組織に就職する例が増えており、附属

⁸ 企業内弁護士の役割と教育および法科大学院教育と企業内弁護士に関する現状と課題については、座談会「企業内弁護士の現状と弁護士会の取組み」ICHIBEN Bulletin（第一東京弁護士会機関誌）493号（平成26年4月）2頁以下参照。

法律事務所における実務研修と一般研修の比重をどうするかが課題である。

法科大学院の教育内容の充実（独自性）

第一に、地域の課題に対応した形での教育内容を充実させる必要がある。各分野における研究会活動から、地域の組織のニーズを把握し、そのニーズに対応した形での継続教育を実施し、さらに、その内容と連動させた形で法科大学院の教育内容を構成していく必要がある。第二に、法科大学院生、新人・若手弁護士に対して組織内弁護士業務の具体的なイメージを喚起させるような講演会等の広報活動および法科大学院のカリキュラムとしてのセミナーの実施が必要である。

キャリアセンター事業の拡大

キャリアセンター事業は、法科大学院が、地域の組織との「橋渡し役」となり、地域の組織に弁護士を輩出するという基本的考え方に立っている。法科大学院が専門職大学院であるがゆえに司法試験合格者が弁護士登録を行いキャリアに就くというルートを基本的に念頭においているが、不合格者のキャリアルートの充実が課題である。その実現のためには地域社会のニーズに合った独自の教育内容が必要である。当該法科大学院の教育を受けているなら、ぜひうちで働いてほしいと評価される独自の教育内容が必要不可欠なのである。また、地方においては、医学部と異なり、各都道府県に法科大学院が存在するわけではないという状況にある。地元には法科大学院がない県の出身者が、直近の法科大学院で学び地元に戻る人材還元ルートを構築することが必要である。中四国地方におけるキャリアルートおよび法曹養成・継続教育の全体像を示したものが、図3である。

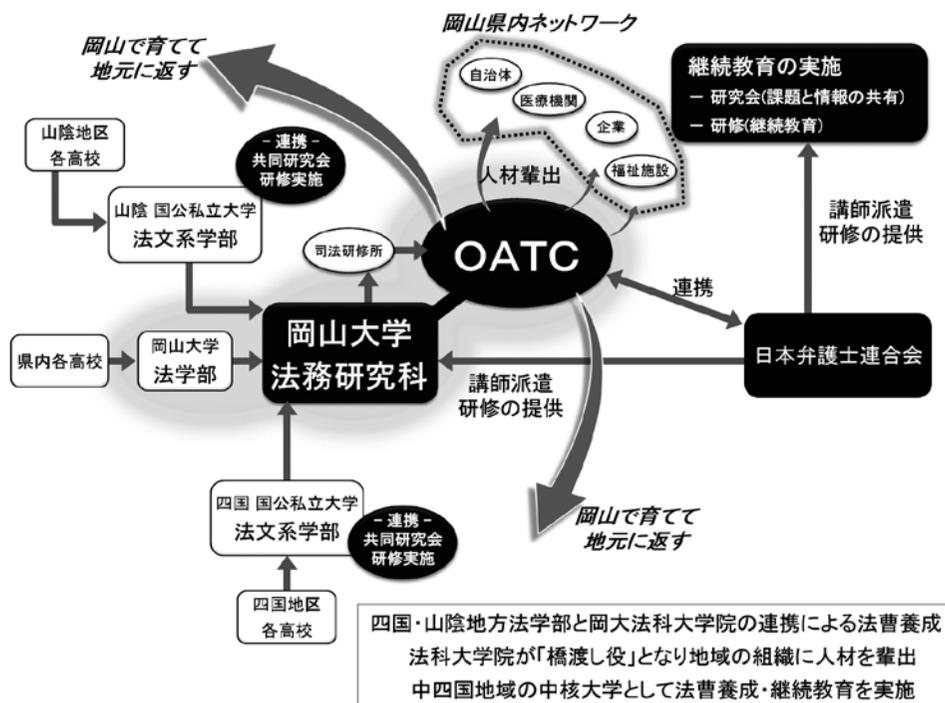


図3 中四国地方における法曹養成・継続教育

人的・経済的資源の充実

大学院教育という枠組みを超えて、キャリアセンター事業および継続教育を実施することにより、地域貢献の具体化を図るためには、人的および経済的支援が必要である。

6 おわりに

本文中に示したように、地方の組織においては、量的および質的に法曹需要（リーガルサービス）の需要は非常に増えていると考えられる。自治体、企業および医療機関・福祉施設においては、人口減少社会の到来に備え、「地域社会のかたち」を地域の中核組織として再構築していく時期にあると見てよいであろう。このような状況において、まさに、司法改革の理念、すなわち、一般弁護士および組織内弁護士のルートを通じて、地域に法の支配が行き渡るという望ましい状況の実現を具体化するために法科大学院が積極的にその役割を果たすべきである。法科大学院の役割は、法曹養成・継続教育の体制整備あるいはビジョン形成の中核となり、特に、弁護士会との連携を強化することである。弁護士会との間での役割分担の一環として、岡山大学法科大学院は、本来の大学院教育のみならず、キャリアルートの形成、継続教育を通じて、組織内弁護士養成を目的とする本センターを設立したのである。

司法制度改革の理念モデルは、法科大学院で養成された人材が、地域の組織に輩出され、継続教育によって、最新の法律知識が地域に行き渡り、その結果、地域の目標が実現されるという構図として理解することができよう。法曹養成教育、キャリアルート形成および継続教育は、地域社会の発展に必要な不可欠な法律知識が地域に根付くためのソフトなインフラの整備と位置付けることができよう。地域に人的ネットワークを構築し、常に最新の法律知識が地域に行き渡るように整備をするということである。我が国の法律体系に多大な影響を与えてきたローマ法は、ローマ帝国の繁栄を支えるソフト面でのインフラとして機能した。人材還元ルートの確立と最新の法律の普及は、諸国の自律的な繁栄を可能にしたのである。法科大学院の役割を比喩的に示すならば、「道なきところに道を拓く」役割を法科大学院が担い、組織内弁護士を通じたネットワークを形成する。道を拓いた後は、継続的にアフターケア、すなわち継続教育を行う。中四国地方の中核法科大学院として、医学部と異なり、一都道府県に一つずつ法科大学院が存在しない状況においては、岡山県以外の県出身者について「岡山で育て、地元に戻す」というキャリアルートを構築することにより、それぞれの地域の特徴を生かした自律的な独自の発展を促すというまさに地方分権の実現を法的側面から担う人材を養成する基盤をつくるということである。

このような視点に立つならば、組織内弁護士養成・継続教育は、中長期的な視点に立った大学と地域組織（企業との間であれば、「産学連携」）との連携による人材養成事業との性格をも有することになる。組織内弁護士採用の実績に乏しい地方において、中立性、公共性の高い大学が、地域の組織との顔の見える関係を活用する本センター構想は、地方においてこそ必要かつ実現可能な取組

といえよう。

本センター構想は、地方においてこそ、組織内弁護士、一般弁護士、自治体の法律実務担当者の専門性のレベルを高めるべきであるとの認識に立っている。この認識を前提に、中長期的な視点から、地域社会のニーズを見極め、地域発展の基礎となるインフラ整備のために、いかに各機関が連携し、ビジョンを設定し実現していくかが課題なのである。地域全体において、法務部門の人材あるいは専門弁護士の供給が十分でない場合に、どのような弊害をもたらされうるのであろうか。本文中に指摘したように、近時、地方の企業においても、質的にも量的にも、解決すべき法律問題を多く抱えている状況の下で、多様な法律問題について、迅速かつ正確に適法か否かを判断しつつ業務を遂行していく必要性が高まっている。このような状況にあつて、法務部門の人材あるいは専門弁護士の供給が十分ではない場合には、その判断を地域外の人材に委ねざるをえないことになる。その時間と費用は、企業のコストを確実に引き上げることになる。そのコストを負担する余裕がない場合には、法的対応をしないまま、場当たりに対応し、そのリスクは最終的には当該企業が負うこととなる。法曹サービスの一極集中は、地方法曹サービスの空洞化をもたらし、それは確実に地域企業のコスト増につながり、企業の成長戦略あるいは国際展開の妨げになりうるのである。また、地方公共団体において、研究会等の継続教育の場を利用して、各自自治体担当者が地方行政実務について、課題と情報の共有をしなければ、各自自治体が、いわば「タコつぼ」的に、場当たりの対応に終始し、その結果、コンパクトシティ等の地域社会の目標を達成できなくなるおそれがある。地域社会に不可欠な組織に対して最新の法律知識の提供がなされない状況は、地方社会の衰退を招くおそれがあるのである。特に、地域の自律的発展を促す立法が相次いでいる近時の状況においては、組織内弁護士あるいは組織の法務部門に対する支援は極めて重要であると考えられる。

本センター構想は、新人・若手弁護士、ひいては法科大学院卒業生の支援の取組みという意義を強く有する。新人のみならず、就職して3年程度の若手弁護士もまた経済的、時間的に厳しい状況にある。総じていうならば、法曹制度改革以降、法曹界に関わる若い世代は、経済的に非常に厳しいこと、将来的な展望が明確ではないこと等極めて厳しい状況にあるといえる。次世代を担う地域の宝と位置づけることができる新人・若手弁護士に専門性を高める機会を提供することおよび組織内弁護士を含むキャリアアップの機会を提供することが、20年あるいは30年後の地域法曹社会ひいては地域社会のあり方を考えるうえでも極めて重要である。

法科大学院をめぐる状況は厳しいことはいうまでもないが、法学部人気も低下していることが指摘されてきている。法科大学院にとって本質的課題は、第一に、法曹の職業としての魅力を提示することである。本センター構想によって、弁護士としての新しい魅力的な働き方（多様な働き方）のモデルを提示することが可能である。組織内弁護士を選んだ理由の上位に、ワークライフバランスおよび現場に近い点が挙げられており⁹、組織内弁護士は、法律事務所に勤務する一般弁護士とは

⁹ 日本組織内弁護士会協会「企業内弁護士に関するアンケート調査集計結果（2014年2月実施）等に関する分析。

質的に異なる魅力を有する新たな働き方として、定着する可能性がある。また、中四国地域の岡山県以外の地域の高校生に対して、学部教育を経て、岡山大学法科大学院で学び、「岡山で育て地元に戻す」という方針に基づき、地元に戻り、専門の法律知識を生かして、仕事と家庭生活を両立させながら、組織内弁護士として地元の発展のために貢献していくというキャリアルートを確立させることは、中四国地方における法曹という職業の魅力を高めることにもなる。第二の課題は、司法試験に合格するように法曹養成教育を行うことは当然のことながら、法科大学院の教育内容も含めたその法科大学院の独自の価値を高めることである。本センター構想は、岡山大学法科大学院の独自の価値を高める取組の1つである。

本稿は、岡山大学法科大学院創立10周年に際し、近時、設立された本センターの設立趣旨、事業内容等を中心として組織内弁護士養成・継続教育に対象を限定して検討を行った。当然のことながら、地方法科大学院の役割は、組織内弁護士養成・継続教育にとどまるものではない。地方（県単位あるいは中四国地域）における一般弁護士を対象とする法曹継続教育については、新人・若手教育の整備、専門性向上の機会の提供の充実等、法科大学院と弁護士会との連携を通じて、役割分担を前提として相互補完をしつつ中長期的な視点から体制を整備することが必要である。地域における法曹養成・継続教育について、地域法曹養成ビジョンともいえるべき総合計画を中長期的な視点から設定し、実現可能な策から実施していくことが、地域法曹全体に対する信頼性の維持または強化のために必要不可欠であると考えられる。今後とも、地方の法科大学院のなすべき役割および地域貢献の具体化について考察していきたい。